



山形県公報

令和6年11月15日(金)
第555号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) …1115
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) …1116
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) …同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則等の一部を改正する規則……………1117
- 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………1119

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の解散……………同
- 山形県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日……………1120
- 山形県議会議員補欠選挙(酒田市・飽海郡選挙区)における選挙人名簿登録の基準日……………同
- 山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………同

## 告 示

### 山形県告示第797号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により定めた県営大原南地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営大原南地区土地改良事業変更計画書(農地中間管理機構関連農地整備事業)の写し
- 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 縦覧に供する期間  
令和6年11月22日から同年12月20日まで
- その他  
(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消

しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営大楯地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営大楯地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画変更書の写し

2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

令和6年11月19日から同年12月17日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第799号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年11月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

天童市貫津地内

2 公共測量を実施した期間

令和6年4月25日から同年9月30日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月15日

山形県公安委員会

委員長 北 村 正 敏

**山形県公安委員会規則第7号****山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則の一部を改正する規則**

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例第18条第4項の規定に基づく通知及び第21条の規定に基づく要請に関する規則（平成28年3月県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月15日

山形県公安委員会

委員長 北 村 正 敏

**山形県公安委員会規則第8号****風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則等の一部を改正する規則**

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「協会規則」という。」を削る。

第3条第2項中「通知は」を「通知及び施行規則第37条（施行規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定による管理者の兼任に係る承認の通知は」に改め、同条第3項中「書面は」を「書面及び施行規則第37条（施行規則第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定による管理者の兼任に係る不承認の通知は」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（管理者の兼任の承認に係る申請）

第3条の2 施行規則第37条（施行規則第97条第1項において準用する場合を含む。）に規定する承認に係る申請は、様式第4号の2の管理者兼任承認申請書により行うものとする。

第5条第2項中「協会規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「営業所の構造又は設備（遊技機を含む。）の変更」を

「営業所の構造又は設備（遊技機を含む。）の変更  
管理者の兼任」に改め、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第3条の2関係）

|                                                                                                                                                                                                                  |                 |         |           |  |              |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|-----------|--|--------------|--|
|                                                                                                                                                                                                                  | ※受理<br>年月日      |         | ※受理<br>番号 |  | ※兼任承認<br>年月日 |  |
| <p>管理者兼任承認申請書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第37条（第97条第1項において準用する場合を含む。）の規定により管理者の兼任の承認を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> |                 |         |           |  |              |  |
| (ふりがな)<br>氏名又は名称                                                                                                                                                                                                 | .....           |         |           |  |              |  |
| 住 所                                                                                                                                                                                                              | 〒( ) ( ) 局 番    |         |           |  |              |  |
| (ふりがな)<br>営業所の名称                                                                                                                                                                                                 | .....           |         |           |  |              |  |
| 営業所の所在地                                                                                                                                                                                                          | 〒( ) ( ) 局 番    |         |           |  |              |  |
| 風俗営業の種別                                                                                                                                                                                                          | 法第2条第1項第 号の営業   |         |           |  |              |  |
| 許 可 年 月 日                                                                                                                                                                                                        | 年 月 日           | 許可番号    |           |  |              |  |
| (ふりがな)<br>管理者の氏名                                                                                                                                                                                                 | .....           |         |           |  |              |  |
| 管 理 者 の 住 所                                                                                                                                                                                                      |                 |         |           |  |              |  |
| 管理者を兼任する営業所                                                                                                                                                                                                      | 許 可 年 月 日       | 年 月 日   | 許可番号      |  |              |  |
|                                                                                                                                                                                                                  | 営業所の名称<br>及び所在地 |         |           |  |              |  |
| 管理者を兼任する理由                                                                                                                                                                                                       |                 |         |           |  |              |  |
| ※風俗営業の種類                                                                                                                                                                                                         |                 |         |           |  |              |  |
| ※同時申請の有無                                                                                                                                                                                                         | ①有 ②無           | ※受理警察署長 |           |  |              |  |

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る管理者の兼任の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（警備業法施行細則の一部改正）

第2条 警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行に関し」を「を実施するために」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

別記様式第5号及び別記様式10号中「罫」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月15日

山形県公安委員会

委員長 北村正敏

### 山形県公安委員会規則第9号

#### 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政令」を「施行令」に、「府令」を「施行規則」に改める。

第2条及び第3条中「府令」を「施行規則」に改める。

第4条中「政令第2条第3号」を「施行令第5条第3号」に改める。

第5条第11号中「府令」を「施行規則」に改める。

第6条第1項中「政令第6条第1項」を「施行令第9条第1項」に、同条第2項中「政令第6条第2項」を「施行令第9条第2項」に、同条第3項中「政令第24条第1項」を「施行令第31条第1項」に、同条第4項中「政令第26条第2項」を「施行令第33条第2項」に改める。

第7条第1項の表中「政令第8条第3号」を「施行令第11条第3号」に改める。

第8条第1号中「政令第17条第2項」を「施行令第21条第2項」に、同条第2号中「政令第29条第1項」を「施行令第36条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年11月15日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称               | 代表者の氏名 | 解散年月日    |
|-----------------------|--------|----------|
| さいとう俊一郎を育てる会          | 工藤信一   | 令和6.1.8  |
| かみのやま創成フォーラム（石山正明後援会） | 石山正明   | 令和6.3.25 |

**山形県選挙管理委員会告示第51号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和7年1月26日執行予定の山形県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和6年11月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

登録の基準日 令和7年1月8日

**山形県選挙管理委員会告示第52号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和7年1月26日執行予定の山形県議会議員補欠選挙（酒田市・飽海郡選挙区）における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和6年11月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

登録の基準日 令和7年1月16日

**山形県選挙管理委員会告示第53号**

令和7年1月26日執行予定の山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

令和6年11月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

| テレビジョン放送        |    | ラジオ放送    |    |
|-----------------|----|----------|----|
| 株式会社さくらんぼテレビジョン | 1回 | 山形放送株式会社 | 1回 |
| 山形放送株式会社        | 1回 |          |    |
| 株式会社テレビユー山形     | 1回 |          |    |